

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成23年度
計画主体	揖斐川町

いびがわちょうちょうじゅうひがいぼうしけいかく  
揖斐川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業建設部 農林振興課  
所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133  
電話番号 0585-22-2111  
FAX番号 0585-22-4496  
メールアドレス nourin@town.ibigawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス
計画期間	平成21年度～平成25年度
対象地域	岐阜県揖斐郡揖斐川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	1.2ha 100千円
	雑穀（イモ類）	2.3ha 154千円
	野菜（タケノコ等）	2.3ha 132千円
ニホンジカ	水稻	1.5ha 847千円
	雑穀（イモ類）	0.1ha 247千円
ニホンザル	山林（皮剥ぎ等）	40.49ha
	野菜（白菜、ダイコン等）	2.1ha 279千円
	マメ類	0.1ha 173千円
ハクビシン	果実（イチジク、サランボ）	0.1ha 141千円
カラス	野菜（スィカ、トマト、キュウリ）	1.2ha 138千円
	野菜（トマト、スィカ、ウリ）	0.1ha 30千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、4月から6月かけてのタケノコ被害、7・8・9・10月における水稻、イモ類への食害・水田荒らしが多発している。また、森林への根や農地法面の掘り起こしの被害が多発している。

被害地域はすべての地域へ広がり水稻・イモ類等への被害が深刻である。

②ニホンジカ

ニホンジカによる食害は年間を通して発生している。特徴的な被害として山林内の植林に剥皮被害、若芽を捕られる被害、水稻の田植後の新芽の食害となっているほか、野菜類・豆類・水稻等収穫時期や成長により被害作物は

多岐にわたり地域も坂内・藤橋地域を除く多地域に亘っている。  
生息数も近年被害地域・目撃地域が拡大するとともに捕獲頭数も増加し繁殖が進んでいることがわかる。

③ニホンザル

ニホンザルの被害は年間を通して発生している。特に果樹・イモ類への食害が多発しているほか、住宅への侵入や家庭菜園への被害が発生している。  
被害地域は揖斐川・久瀬・坂内地域が中心であり、30～100頭の群れが転々としながら被害を及ぼす傾向がある。

④ハクビシン

ハクビシンによる被害は近年起こり始めた。4月から9月にかけての野菜や果樹に対する食害が発生。10月から春にかけては家屋への糞尿被害や騒音被害が発生する。  
被害地域は揖斐・谷汲地域の山間部でない場所で発生しているとともに被害が急激に増加している。

⑤カラス

カラスによる被害は春から秋にかけて発生している。水稻・野菜等の農作物被害のみでなく飼料作物への食害も広がっている。  
被害地域は中山間地域を中心として、住宅密集地や家庭菜園にまで被害が発生するとともに糞尿などの被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成25年度）
イノシシ	386千円	190千円
ニホンジカ	847千円	420千円
ニホンザル	699千円	525千円
ハクビシン	279千円	139千円
カラス	30千円	20千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成25年度）
イノシシ	5.8ha	2.9ha
ニホンジカ（農）	1.5ha	0.7ha
ニホンジカ（林）	40.49ha	30.37ha
ニホンザル	2.3ha	1.725ha
ハクビシン	1.3ha	0.65ha
カラス	0.1ha	0.075ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>町村合併前から、旧町村単位で捕獲体制が整備されていたため、合併後もそれに応じ揖斐郡猟友会と連携し、捕獲体制の構築がされていた。</p> <p>捕獲に関しては銃器・わなを用いて行っており町負担で檻・火薬を購入し、捕獲処理は猟友会で処理か埋葬を行っている。</p>	<p>狩猟者の高齢化による減少に伴って担い手の育成が急務となっている。</p> <p>また、被害発生状況と町有捕獲資材（箱わな・くくりわな等）の調整がとれておらず、捕獲資材の不足が発生する可能性があるため整備を行う必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>揖斐川町有害鳥獣被害防止対策事業補助金で個人または団体において農地への侵入防止策（防護柵・電気柵・侵入防止シート）に対して補助金を交付している。</p> <p>また、中山間直接支払制度等を活用し各組織が防護柵、電気柵等を整備している。</p>	<p>これまでの補助事業で一定の範囲内では整備してきたが、これからは広域的に防護柵等を整備していく必要がある。</p> <p>また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の整備や森林の間伐など住民に対する啓発・自主的活動の促進が課題となっている。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

これまで捕獲を中心とした被害防止対策が講じられてきたが、捕獲だけでは被害の軽減には繋がらない。有害鳥獣被害防止対策事業補助金や中山間地域直接支払交付金、農地・水管理支払交付金などの鳥獣被害防止に使用可能な補助金関係を利用し防護柵の設置などを講じてきた。

今後は、さまざまな地域での防止対策活動の実験、補助金等の積極的活用推進などの更なる被害防止の普及、被害防止策の情報収集、周辺市町村との協働捕獲連携を一層努めると共に、地域が主体となった被害防止策を講じるために、地域説明会、現地研修会、講演会などを開催して有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を整える。

#### 今後の計画

- ・ 地域住民への対策講習・研修実施による自主的対策の推進
- ・ 捕獲と侵入防止の両面での被害防止対策を推進する
- ・ 捕獲に従事する狩猟者の育成対策を講じる
- ・ 住民・協議会からの情報提供による有害鳥獣の生態調査・生息分布の把握調査をする

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

揖斐川町有害鳥獣 捕獲隊員	農林漁業者からの被害報告・捕獲依頼を町が受け、各地区にて組織されている有害鳥獣捕獲隊が捕獲処理を行う。
揖斐川町鳥獣被害対策実施隊	揖斐川町職員（町長が任命）による揖斐川町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲、防護柵の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス	捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めると共に免許取得のための周知を揖斐郡猟友会と連携を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
22年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス	捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めると共に免許取得のための周知を揖斐郡猟友会と連携を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
23年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス	捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めると共に免許取得のための周知を揖斐郡猟友会と連携を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
24年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス	捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めると共に免許取得のための周知を揖斐郡猟友会と連携を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
25年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス	捕獲資材（箱わな、くくりわな）の導入を進めると共に免許取得のための周知を揖斐郡猟友会と連携を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

##### ① イノシシ

イノシシは20年度以降に被害が拡大している。(20年度79頭、21年度89頭、22年度189頭)特に22年度は異常繁殖により被害が甚大で、今後の被害拡大を防ぐため捕獲計画数を200頭とする。

##### ② ニホンジカ

ニホンジカについても20年度以降捕獲頭数は増加傾向にあり、農作物及び森林に多大な被害を与えている。(20年度46頭、21年度54頭、22年度50頭)今後の被害拡大を防ぐためにも捕獲計画数を80頭とする。

##### ③ ニホンザル

ニホンザルについても個体数が増加傾向にあり、中山間地域の農作物被害が増加している(20年度27頭、21年度19頭、22年度49頭)目撃や被害状況は年々増加し、住宅地等人体への影響も懸念される。今後も継続拡大して捕獲を行うこととし捕獲計画数を60頭とする。

##### ④ ハクビシン

ハクビシンは平成20年度以降捕獲頭数は大幅な増減はないものの(20年度21匹、21年度19匹、22年度21匹)目撃や被害状況からさらに被害が拡大する恐れがあるため捕獲計画数を50匹とする。

##### ⑤ カラス

カラスは近年横ばいで捕獲頭数は大幅な増減はない(20年度2羽 21年度6羽 22年度3羽)が被害報告は多く寄せられており水稻、雑穀、飼料作物への被害が深刻になっている。今後も継続して捕獲を行っていく。捕獲計画数は50頭である。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
イノシシ	100	100	200	200	200
ニホンジカ	80	80	80	80	80
ニホンザル	60	60	60	60	60
ハクビシン	50	50	50	50	50
カラス	50	50	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>対象としている鳥獣について銃器・わなを用いて4月1日から10月31日、翌年の3月3日から3月31日については被害発生時に対処捕獲を行う。</p> <p>対象区域は揖斐川町全域である。区域は旧町村単位で分け活動を行う。</p> <p>捕獲方法は、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては箱わな・くくりわな・銃器を使用。ハクビシンについては箱わな・くくりわな。カラスについては銃器を使用する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
揖斐川町	防止計画による権限移譲を希望しない

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。



#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
イノシシ	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置
ニホンジカ	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置	広域的(各集落)な防護柵の設置 個人申請による防護柵・電気柵の設置
ニホンザル ハクビシン	個人申請による防護柵・電気柵の設置	個人申請による防護柵・電気柵の設置	個人申請による防護柵・電気柵の設置	個人申請による防護柵・電気柵の設置	個人申請による防護柵・電気柵の設置

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21年度 ～ 25年度	ニホンザル  イノシシ ニホンジカ	地域住民・農業者と連携したロケット花火による追い上げ・追い払いを行う。 有害鳥獣を寄せ付けない環境にするため、耕作放棄地の再生や里山の適切な管理、未収穫作物等の早期処理を啓発する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

##### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	揖斐川町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
揖斐川町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整。施策立案・出没被害に関する情報収集・猟友会との連絡調整を行う。
揖斐川町役場各振興事務所基盤	出没被害に関する情報収集。猟友会との連

整備課	絡調整を行う。
揖斐川町有害鳥獣捕獲隊員	被害防止に係る技術指導・情報交換。鳥獣捕獲の実施を行う。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供を行う
揖斐郡森林組合	山林に関する情報提供・被害防止技術の情報交換をおこなう

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西濃振興局揖斐事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
揖斐農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
岐阜県自然保護員	有害鳥獣に関する情報提供と鳥獣保護に関する情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

揖斐川町鳥獣被害対策実施隊	揖斐川町職員（町長が任命）による揖斐川町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲、防護柵の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。
---------------	---

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や被害対策を行うとともに、地域住民に対して積極的な参加を促し、集落や各種団体での取組を行っていく。
---

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後埋葬処分。食肉等への活用は施設整備・食品衛生法等の観点から行わない。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。